

産業廃棄物処理の手引き



豊橋市環境部廃棄物対策課

目 次

I 廃棄物	
I－1. 廃棄物とは	1
I－2. 産業廃棄物とは	2
I－3. 特別管理産業廃棄物とは	4
II 事業者の責務	
II－1. 廃棄物の処理責任とは	6
II－2. 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の管理体制とは	7
II－3. 処理状況を把握する方法	9
II－4. 自らの責任で処理する方法	10
III 産業廃棄物の処理	
III－1. 分別	12
III－2. 箱包	12
III－3. 表示	12
III－4. 保管	12
III－5. 収集・運搬	14
III－6. 中間処理及び最終処分	15
IV 産業廃棄物の処理の委託	
IV－1. 委託業者の許可証の確認	20
IV－2. 委託に係る通知	20
IV－3. 処理状況の確認努力義務	20
IV－4. 委託契約の締結	20
IV－5. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付	21
V 産業廃棄物処理施設	24
VI 産業廃棄物関係施設の事前協議	25
VII 罰則(抜粋)	26
VIII 豊橋市への報告	28
IX 参考資料	
IX－1. 産業廃棄物処理委託標準契約書(例)	29
IX－2. 業種限定のある産業廃棄物	33
IX－3. 産業廃棄物処理業許可証の例	34

I 廃棄物

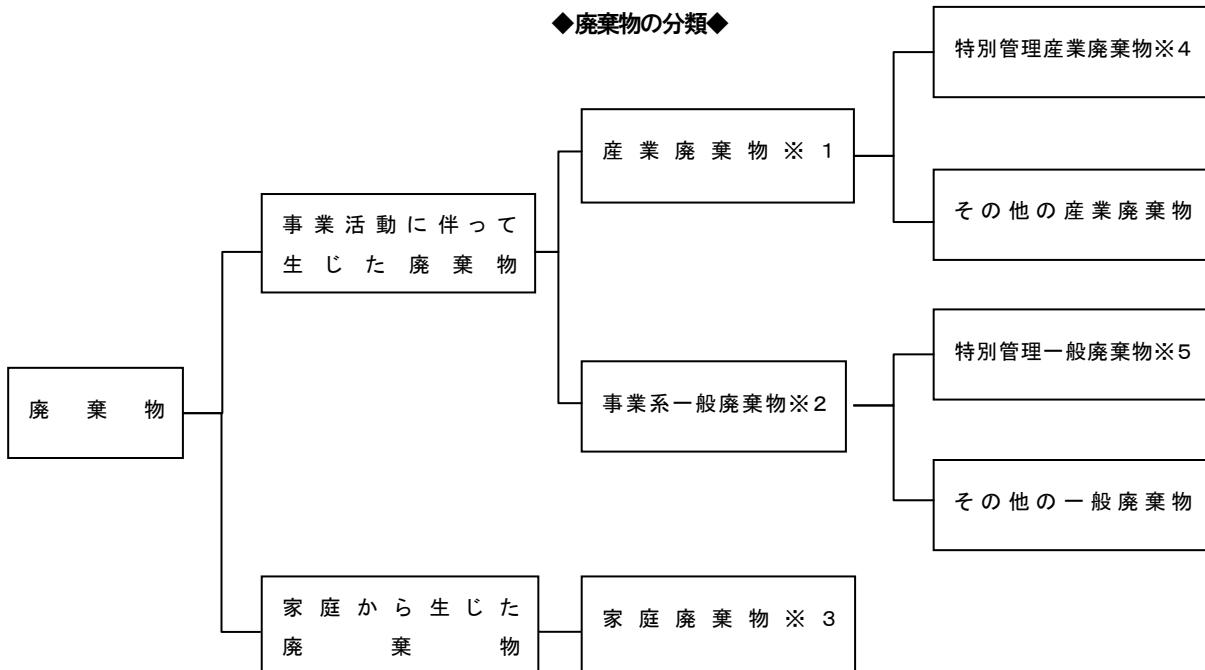
I-1. 廃棄物とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)で「廃棄物」とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却できないために不要となった固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)をいいます。また、廃棄物に該当するかどうかは、占有者の意思やその物の性状等を総合的に勘案して判断するという考え方(いわゆる総合判断説)がとられています。

◆有用物と廃棄物の取扱い◆

有用物	○他人に有償売却できるもの…ものの引渡し、代金の受領を伴い市場性があること。 (市場性があっても、逆有償でないこと。)
廃棄物	○占有者が自ら処理するもの ○他人が無償、又は処理料金を受領して処理するもの (ものの価格と運搬料金などを総合的に判断する。)

◆廃棄物の分類◆



※1 産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物であって、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類のものをいいます。【P2】
※2 事業系一般廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物であって、産業廃棄物以外のものをいいます。
※3 家庭廃棄物	家庭ごみ。一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいいます。
※4 特別管理産業廃棄物	産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有しているものとして、廃油(燃焼しやすいもの)、廃酸・廃アルカリ(著しい腐食性を有するもの)、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物が定められています。【P4】
※5 特別管理一般廃棄物	特別管理産業廃棄物と同じく、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして次の4種類が定められています。 ①感染性一般廃棄物 ②廃家電製品に含まれるポリ塩化ビフェニル(PCB)を使用する部品 ③ごみ処理施設から生じたばいじん ④ダイオキシン類濃度が3ng-TEQ/gを超えるばいじん、燃え殻、排ガス洗浄施設からの汚泥等(ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設から排出されたものに限る。)

*上記表には記載がありませんが、廃棄物の分類のうち一般廃棄物とは事業系一般廃棄物及び家庭廃棄物をいい、産業廃棄物に該当しない廃棄物をいいます。【P2】

I-2. 産業廃棄物とは

「産業廃棄物」とは、製造業や建設業等のみならず、オフィス、商店等の商業活動や水道事業、学校等の公共事業も含めた広義の事業活動に伴って生じた廃棄物であって、廃棄物の発生量やそのものの性質から、環境汚染の原因となりうるものとして、廃棄物処理法及び廃棄物処理法施行令で定めるものをいい、これに該当しない廃棄物を「一般廃棄物」といいます。

◆産業廃棄物の種類と具体例◆

区分	種類	具体例	
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、廃活性炭、その他の焼却残さ	
	2 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、凝集沈殿汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ペントナイト汚泥、ガラス・タイル研磨かす、不良セメント、洗車場汚泥、建設汚泥等	
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗净油、切削油、溶剤、タールピッチ等	
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種有機廃酸、廃鉛バッテリー液等	
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液、廃アンモニア液、自動車不凍液等	
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、発泡スチロールくず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等	
	7 ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず(廃タイヤは廃プラスチック類)	
	8 金属くず	鉄くず、非鉄金属くず、研磨くず、切削くず、溶接かす等	
	9 ガラスくず・コンクリートくず※及び陶磁器くず	板ガラスくず、ガラス繊維くず、陶磁器くず(土管、レンガ、かわら)、石膏ボード(*紙と分離されていない石膏ボードは管理型物として処理)等 ※コンクリートくずは工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く	
	10 鉛さい	鋳物廃砂、高炉・平炉・転炉・電気炉等の溶解炉のかす、不良石炭、キューポラのノロ等	
	11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、レンガ破片、かわら破片、アスファルト破片、その他これに類する不要物	
	12 ダスト類 (ばいじん)	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は汚泥等の産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	印刷くず、製本くず、裁断くず、建材の包装紙、板紙、建設現場から排出される紙くず等	建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、紙・紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本・印刷物加工業等
	14 木くず	廃木材、おがくず、バーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップ等 廃パレット(業種限定なし)	建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品貿易業等
	15 繊維くず	木綿・羊毛等の天然繊維くず、レーヨンくず等、建設現場から排出される繊維くず、ロープ等	建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、繊維工業(衣類その他の繊維製品製造業を除く) ・合成繊維は廃プラスチック類
	16 動植物性残さ	あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあら、卵殻、貝殻等	食料品・医薬品・香料製造業(飲食店等から排出される厨介類は事業系一般廃棄物)
	17 動物系固形不要物	牛、豚、食鳥等の固形状の不要物	と畜場、食鳥処理場
	18 動物のふん尿	牛、馬、豚、めん羊、山羊、ニワトリ等のふん尿	畜産農業、畜産類似業(愛がん用動物飼育業等)
	19 動物の死体	牛、馬、豚、めん羊、山羊、ニワトリ等の死体	畜産農業、畜産類似業(愛がん用動物飼育業等)
	20 13号廃棄物	上記1~19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、それらの産業廃棄物に該当しないもの(有害汚泥のコンクリート固型物等)	

【注意】13~19は、限定された業種(右欄)【P33】から排出される廃棄物のみ「産業廃棄物」となります。

【参考】

混合物の例	<p>＜廃塗料の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①液状の廃塗料: 廃油と廃プラスチック類の混合物 ②溶剤が揮発して固形状となった廃塗料: 廃プラスチック類 ③不純物が混合した泥状の廃塗料: 汚泥 (ただし油分を5%以上含む泥状物は汚泥と廃油の混合物) <p>＜廃バッテリー＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック類、金属くず、腐食性廃酸の混合物 <p>＜廃家電、OA機器の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物 				
産業廃棄物と間違えやすい 事業系一般廃棄物の例	事務所から出る紙くず、魚屋・中央卸売市場から出る魚あら、縫製工場から出るハギレ、実験動物死体、一般廃棄物を焼却した燃え殻等				
産業廃棄物と間違えやすい 不要物	不要となった庭石・土、植木鉢の土、工事に伴って生じた残土等				
その他	<p>事業系一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパーの惣菜部門や弁当屋から排出された食品くず ・イベント会場の工作物の撤去に伴い生じた木くず、紙くず、繊維くず(イベント会場の施工・撤去は建設業ではなく、ディスプレイ業のため) <p>産業廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパーの惣菜部門や弁当屋で使用するフライヤーの使用済み油は「廃油」、汚水処理槽に沈殿した泥状物は「汚泥」 ・不要となった鉄道の線路に敷かれた砂利は「がれき類」 ・不要となった活性炭は、泥状であれば「汚泥」、固形状又は粉末状であれば「燃え殻」 ・不要となった塗料は、原則として液状であれば「廃プラスチック類」と「廃油」の混合物、泥状を呈したものは「汚泥」、固形状のものは「廃プラスチック類」 ・セメントスラッジは無機性の「汚泥」 ・ロックウール単体は「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」、工作物の解体等で生じたものは「がれき類」 ・泥状のセメントは「汚泥」、固まった状態であれば「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」…不要時の状態で判断する ・コンクリート二次製品製造業者の排出した不良品のU字溝は、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」 ・血液は、液状であれば「廃アルカリ」、固化し泥状を呈していれば「汚泥」 <ul style="list-style-type: none"> ・紙くずの付着した廃石膏ボードは管理型物 ・AがBに、製造工程から発生する汚泥をリサイクルを目的に1円/kgで有償売却し、Bがその運搬に10円/kgを要し、その運搬費をAが負担した場合、有価物とはならない <p>【参考】</p> <table border="1" data-bbox="508 1830 1262 1920"> <tr> <td data-bbox="508 1830 770 1875">ロックウール</td><td data-bbox="770 1830 1262 1875">人造繊維、酢酸に可溶(非晶質—非繊維状)</td></tr> <tr> <td data-bbox="508 1875 770 1920">アスペスト(石綿)</td><td data-bbox="770 1875 1262 1920">天然繊維、酢酸に不溶(結晶質—繊維状)</td></tr> </table>	ロックウール	人造繊維、酢酸に可溶(非晶質—非繊維状)	アスペスト(石綿)	天然繊維、酢酸に不溶(結晶質—繊維状)
ロックウール	人造繊維、酢酸に可溶(非晶質—非繊維状)				
アスペスト(石綿)	天然繊維、酢酸に不溶(結晶質—繊維状)				

I-3. 特別管理産業廃棄物とは

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして廃棄物処理法施行令で定めるものを「特別管理産業廃棄物」といいます。

◆特別管理産業廃棄物の種類◆

種類	性状											
1 引火性廃油	•産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類 (概ね引火点が70°C未満の廃油)											
2 腐食性廃酸	•水素イオン濃度指数(pH)が2.0以下の廃酸											
3 腐食性廃アルカリ	•水素イオン濃度指数(pH)が12.5以上の廃アルカリ											
4 感染性産業廃棄物	•病院、診療所などの医療機関等から排出される血液や血液等が付着した注射針等の廃棄物で、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着し、又は付着しているおそれのあるもの											
5 特定有害産業廃棄物												
① 廃PCB等	•廃PCB及びPCBを含む廃油											
② PCB汚染物	•PCBが塗布され、若しくは染み込んだ紙くず •PCBが染み込んだ汚泥、木くず、繊維くず •PCBが付着し、若しくは封入された廃プラスチック類、金属くず •PCBが付着した陶磁器くず、がれき類											
③ PCB処理物	•廃PCB等、PCB汚染物を処理したもので、基準に適合しないPCB処理物 【基準】 <table border="1"> <tr> <td>廃油</td><td>0.5mg/kg(試料)以下</td></tr> <tr> <td>廃酸、廃アルカリ</td><td>0.03mg/g(試料)以下</td></tr> <tr> <td>廃プラスチック類、金属くず</td><td>付着していない、又は封入されていないこと</td></tr> <tr> <td>陶磁器くず</td><td>付着していないこと</td></tr> <tr> <td>それ以外のもの</td><td>0.003mg/g(検液)以下</td></tr> </table>		廃油	0.5mg/kg(試料)以下	廃酸、廃アルカリ	0.03mg/g(試料)以下	廃プラスチック類、金属くず	付着していない、又は封入されていないこと	陶磁器くず	付着していないこと	それ以外のもの	0.003mg/g(検液)以下
廃油	0.5mg/kg(試料)以下											
廃酸、廃アルカリ	0.03mg/g(試料)以下											
廃プラスチック類、金属くず	付着していない、又は封入されていないこと											
陶磁器くず	付着していないこと											
それ以外のもの	0.003mg/g(検液)以下											
④ 廃石綿等 (飛散性のもの)	•建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿 •石綿含有保温材及びその除去工事から出されるプラスチックシート、防じんマスク、作業衣などで石綿が付着しているおそれのあるもの •大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設によって集められたもの及びその作業に使用した防じんマスク、作業衣、集じんフィルター等用具・器具で石綿が付着しているおそれのあるもの 等											
⑤ 金属等の有害物質を含む産業廃棄物	イ 燃え殻、汚泥、鉛さい、ばいじん、廃酸、廃アルカリ ロ 廃油(右記の廃溶剤に限る。)	産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示第13号)に定められた溶出試験、含有試験により一定以上の有害物質が判定基準を超えるもの【P5】 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサン										
⑥ ダイオキシン類を含む産業廃棄物	産業廃棄物の焼却に伴って生じた燃え殻、ばいじん、汚泥等に含まれるダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるもの											
⑦ 特定有害廃水銀等 (廃水銀等及び廃水銀等を処分するために処理したもの)	(1)廃水銀等 •水銀回収施設、水銀使用製品の製造施設、灯台の回転装置が備え付けられた施設、水銀を媒体とする測定機器を有する施設、国・地方公共団体・大学等の試験研究機関及び学術研究を行う研究所から発生した廃水銀(水銀使用製品に含有される廃水銀及び廃水銀化合物を除く。) •水銀若しくはその化合物による産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物になったものから回収した廃水銀 (2)廃水銀等を処分するために処理したもの											

◆金属等の有害物質を含む産業廃棄物の判定基準◆

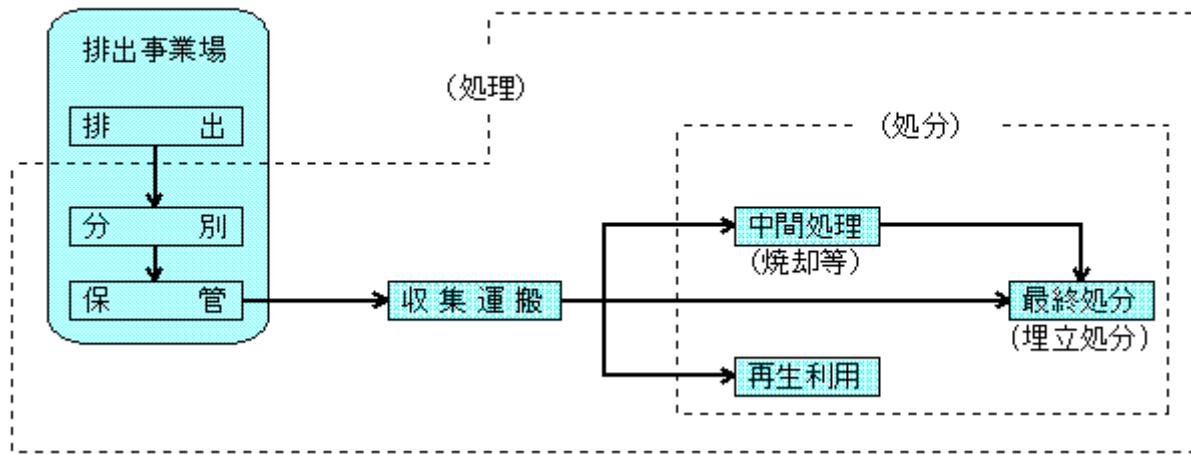
廃棄物の種類 有害物質の種類 (単位:mg/l)	燃え殻、鉱さい、ばいじん	汚泥	廃酸、廃アルカリ
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
水銀又はその化合物	0. 005	0. 005	0. 05
カドミウム又はその化合物	0. 09	0. 3	0. 3
鉛又はその化合物	0. 3	0. 3	1
有機燐化合物	—	1	1
六価クロム化合物	1. 5	1. 5	5
砒素又はその化合物	0. 3	0. 3	1
シアノ化合物	—	1	1
PCB	—	0. 003	0. 03
トリクロロエチレン	—	0. 3	3
テトラクロロエチレン	—	0. 1	1
ジクロロメタン	—	0. 2	2
四塩化炭素	—	0. 02	0. 2
1, 2-ジクロロエタン	—	0. 04	0. 4
1, 1-ジクロロエチレン	—	1	10
シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	0. 4	4
1, 1, 1-トリクロロエタン	—	3	30
1, 1, 2-トリクロロエタン	—	0. 06	0. 6
1, 3-ジクロロプロペン	—	0. 02	0. 2
チウラム	—	0. 06	0. 6
シマジン	—	0. 03	0. 3
チオベンカルブ	—	0. 2	2
ベンゼン	—	0. 1	1
セレン又はその化合物	0. 3	0. 3	1
1, 4-ジオキサン	(0. 5)※1	0. 5	5
ダイオキシン類	3ng-TEQ/g※2	3ng-TEQ/g	100pg-TEQ/l
試験方法	溶出試験	溶出試験	含有試験

※1 ばいじん及びその処理物のみ

※2 鉱さい及びその処理物を除く

II 事業者の責務

◆一般的な廃棄物処理の流れ◆



土木・建築工事(解体工事を含む。)においては、原則、発注者から直接、工事を請け負った者(元請業者)が排出事業者となり、処理責任を負うこととなります。

II-1. 廃棄物の処理責任とは

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物(一般廃棄物・産業廃棄物)について、次のような責任があります。

◆事業者の責任◆

適正処理と拡大生産者責任	①事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において、廃棄物処理法に基づき適正に処理しなければなりません。家庭から出るごみ(定期収集ごみ、大きなごみ、資源ごみ)は、豊橋市の施設で処理します。また、事業場と住居が同一の場所で事業活動から出る廃棄物は、豊橋市が収集しているごみとして出すことはできません。 ②事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、減量に努めるとともに、物の製造・加工・販売等に際して、その製品・容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難とならないよう製品・容器等の開発を行い、また、その製品・容器等が廃棄物となった場合の適正な処理方法について情報を提供するよう努めてください。
公共施策への協力	事業者は、廃棄物の減量その他、適正な処理の確保等に関し豊橋市が行う施策に協力してください。
処理基準の遵守	事業者は、自らその産業廃棄物の運搬、処分を行う場合は、処理基準に従わなければなりません。
委託基準の遵守	事業者は、自らその産業廃棄物の運搬、処分をすることができない場合は、委託基準に従って、許可を受けた処理業者に処理を委託しなければなりません。その場合、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの間、処理が適正に行われるための必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

【契約書:P30~32、マニフェスト:P21~23】

事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合、許可を有する処理業者に委託しなかったり、委託基準に違反したときは、直接処罰の対象となります。また、委託基準やマニフェストに関する違反がない場合でも、不適正処分を行った者に資力がなく、適正な処理料金を負担せず不適正処分が行われたことを知り、又は知ることができたときなどは、事業者に対して支障の除去等の措置を命ずことがあります。

II-2. 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の管理体制とは …報告が必要な場合があります

発生した産業廃棄物を適正に処理するため、事業場での管理部門と廃棄物発生現場等との連絡体制の強化及びそれぞれの部門の責任分担を明確にし、廃棄物管理体制を整備してください。また、社内全体の意識向上のため、廃棄物の適正処理及び減量化等に関する社内研修の実施や下請業者についても啓発や指導を行ってください。

1) 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画書の作成及び実施状況の報告	<p>多量に産業廃棄物を生ずる事業者は、廃棄物処理法に基づき処理計画を作成し、市長に報告しなければなりません。</p> <p>①処理計画を作成すべき事業場(業種の限定はありません。)</p> <p>前年度の発生量が次のうち、いずれかの事業場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物 1000トン以上の事業場 ・特別管理産業廃棄物 50トン以上の事業場 <p>②提出期限</p> <p><u>毎年6月30日までに</u>、次の報告を行ってください。</p> <p>ア 当該年度の処理計画書</p> <p>イ 前年度の実施状況</p> <p>③計画で記載すべき内容及び様式等</p> <p>廃棄物処理法で定められています。詳しくは、廃棄物対策課までお問い合わせください。</p>
2) 多量排出事業者以外の産業廃棄物処理計画書の作成	<p>上記以外の事業者についても、下記の項目について処理計画を作成し、産業廃棄物の適正処理と減量・再資源化を進めてください。</p> <p>①産業廃棄物の処理に係る管理体制</p> <p>②製造等から廃棄物処理の一連のフローチート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造工程等から発生する廃棄物の把握 ・発生した廃棄物の分別、運搬、保管、再生利用、自己処理、外部委託処理の把握 <p>③自己処理を行う場合の処理方法</p> <p>④委託により処理する場合は、処理業者の許可証、委託契約書の写し</p> <p>⑤緊急時の関係者への連絡体制</p>
3) 特別管理産業廃棄物管理責任者	<p>①特別管理産業廃棄物管理責任者の選任</p> <p>特別管理産業廃棄物を発生する事業場を設置している事業者は、事業場内における特別管理産業廃棄物による事故を防止し、適正に処理するために、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を選任してください。</p> <p>②特別管理産業廃棄物管理責任者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出状況の把握 ・「産業廃棄物処理計画」の立案 ・適正処理の確保 <p>③特別管理産業廃棄物管理責任者の資格</p> <p>特別管理産業廃棄物管理責任者は、一定の資格・学歴及び実務経験が必要です。【P8】</p>
4) 産業廃棄物処理責任者	<p>産業廃棄物処理施設(廃棄物処理法第15条第1項に規定する許可施設)が設置されている事業場を設置している事業者は、自らが産業廃棄物処理責任者となる事業場を除いて、事業場ごとに、産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を選任してください。</p>

◆特別管理産業廃棄物管理責任者の資格◆

資 格 ・ 学 歴		実務経験
1 感染性産業廃棄物を生ずる事業場		
イ	医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士	—
ロ	2年以上環境衛生指導員(廃棄物処理法第20条)の職にあった者	
※ハ	大学若しくは高等専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者	—
2 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場		
イ	2年以上環境衛生指導員(廃棄物処理法第20条)の職にあった者	
ロ	大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めた者	2年以上
ハ	大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めた者	3年以上
ニ	短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めた者	4年以上
ホ	短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めた者	5年以上
ヘ	高等学校又は中等教育学校の土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めた者	6年以上
ト	高等学校又は中等教育学校の理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めた者	7年以上
チ	上記イからトまでに該当しない者	10年以上
※リ	イからチまでに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者	—

注)実務経験とは、卒業後、廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験をいう。

(※)同等以上の知識を有すると認められる者には、特別管理産業廃棄物管理責任者の講習会を修了した者が含まれる。

<特別管理産業廃棄物管理責任者講習>

実施機関 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
 東京都千代田区二番町3番地 銀座スクエア7F
 電話 03-5275-7115

申込み・問合せ 一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会(愛知会場への申込み)
 名古屋市中区金山2-10-9 第8フクマルビル5F
 電話 052-332-0346

II-3. 処理状況を把握する方法 …報告が必要な場合があります

産業廃棄物の排出者として、発生から処分までの状況を確認し適正に処理されていることを把握する必要があります。

◆処理状況の把握◆

記録の作成・保存	産業廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを常に把握し、処理に関する記録の作成及び保存を行ってください。
契約の締結、及びマニフェストの管理	産業廃棄物の処理を業者に委託する場合は、あらかじめ事業場での処理状況を確認した後に契約を締結し、それに基づいて適正に処理が行われているかを、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の管理等を通じて把握してください。 1年以上継続して処理を委託する場合は、事業場での処理状況を隨時確認することが大切です。また、契約書、交付したマニフェストの写し（A票）及び委託した業者から返送されたマニフェスト（B2票）は <u>5年間保存</u> してください。 ＜再委託の注意＞ 処理を受託した業者が、その処理を他の業者へ再委託する場合、法は排出者から書面による承諾を受けることで可能としていますが、業者が能力以上の処理を受託したことにより再委託することや、止むを得ない特段の事情がないのに再委託することは違法のおそれがあります。 【契約書:P30、マニフェスト:P22】
帳簿の作成・保存	特別管理産業廃棄物を排出する事業場又は産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、その処理の実績について、廃棄物の種類ごとに帳簿を備え、これを1年ごとに閉鎖し、 <u>5年間保存</u> してください。
市長への報告等	①特別管理産業廃棄物の発生事業場に関する報告 特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、設置した日より30日以内に、氏名・名称等の変更をしたときは、その変更をした日より30日以内に報告してください。また、事業場を廃止したときは、速やかに報告してください。 ②ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の保管及び処分状況等の届出 PCB廃棄物を保管している事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その保管状況等を届け出してください。

◆帳簿記載事項◆

	自ら運搬、処分した場合	運搬又は処分を委託した場合
運搬実績	①運搬年月日 ②運搬方法、運搬先ごとの運搬量 ③積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	①委託年月日 ②受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 ③運搬先ごとの委託量
処分実績	①処分年月日 ②処分方法ごとの処分量 ③処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量	①委託年月日 ②受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 ③受託者ごとの委託の内容及び委託量

II-4. 自らの責任で処理する方法 …届出が必要な場合があります

事業者は、自らその産業廃棄物の運搬、処分を行う場合は、処理基準に従わなければなりません。また、自ら処理できない場合は、委託基準に従って許可を受けた処理業者に処理を委託しなければなりません。【P20】

◆廃棄物の適正な処理の促進に関する条例(愛知県条例)に基づく届出◆

1)県外産業廃棄物 搬入・変更の届出	<p>県外に設置する事業場において生ずる産業廃棄物(県外産業廃棄物)を処分するため、自ら又は他人に委託して豊橋市内に搬入しようとする事業者は、<u>当該年度の搬入しようとする日の30日前までに届け出なければなりません。</u></p> <table border="1"> <tr> <td style="padding: 5px;">【届出事項】</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> ①県外に設置する事業場の名称及び所在地 ②搬入しようとする産業廃棄物及び搬入期間 ③産業廃棄物の排出工程 ④収集運搬又は処分を行う事業者に関する事項 ⑤搬入先の中間処理施設又は最終処分場に関する事項 </td></tr> </table> <p>また、届出に係る事項のうち以下の「軽微な変更」を除く事項を変更しようとする事業者は、<u>変更をしようとする日の15日前までに変更届出により届け出なければなりません。</u></p> <table border="1"> <tr> <td style="padding: 5px;">「軽微な変更」</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> ①産業廃棄物の種類の減少 ②業廃棄物の種類ごとの数量の変更で、変更後の数量が変更前の数量の2倍を超えないもの ③搬入期間の変更 </td></tr> </table> <p>※変更の届出が必要な場合は、廃棄物対策課までお問合せください。</p>		【届出事項】	①県外に設置する事業場の名称及び所在地 ②搬入しようとする産業廃棄物及び搬入期間 ③産業廃棄物の排出工程 ④収集運搬又は処分を行う事業者に関する事項 ⑤搬入先の中間処理施設又は最終処分場に関する事項	「軽微な変更」	①産業廃棄物の種類の減少 ②業廃棄物の種類ごとの数量の変更で、変更後の数量が変更前の数量の2倍を超えないもの ③搬入期間の変更
【届出事項】	①県外に設置する事業場の名称及び所在地 ②搬入しようとする産業廃棄物及び搬入期間 ③産業廃棄物の排出工程 ④収集運搬又は処分を行う事業者に関する事項 ⑤搬入先の中間処理施設又は最終処分場に関する事項					
「軽微な変更」	①産業廃棄物の種類の減少 ②業廃棄物の種類ごとの数量の変更で、変更後の数量が変更前の数量の2倍を超えないもの ③搬入期間の変更					
<p>排出事業者、処理業者に係わらず、次の施設を設置等する場合は、届出が必要です。(産業廃棄物の焼却施設として廃棄物処理法施行令第7条第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2号に規定するものを除く。)</p> <p>【届出対象となる焼却施設及び届出事項】</p> <table border="1"> <tr> <td style="padding: 5px;">50kg/h以上150kg/h未満又は火格子(火床)面積が、0.5m²以上1.5m²未満の施設</td><td style="padding: 5px;">150kg/h以上200kg/h未満又は火格子(火床)面積が、1.5m²以上2.0m²未満の施設</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②設置の場所 ③処理する産業廃棄物の種類 ④処理能力 ⑤施設管理者の氏名 その他必要事項 </td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 左記①～⑤に加え、 ⑥構造 ⑦維持管理の方法 </td></tr> </table> <p>※施設管理者の資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別管理産業廃棄物管理責任者の資格【P8の表 2 イ～チ】 ・技術管理者の資格【P11】 ・一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会の講習修了者 <p>※構造又は維持管理の方法に関する技術上の基準を遵守していない場合は、基準に従うこと又は使用の一時停止を命ずることがあります。</p>		50kg/h以上150kg/h未満又は火格子(火床)面積が、0.5m ² 以上1.5m ² 未満の施設	150kg/h以上200kg/h未満又は火格子(火床)面積が、1.5m ² 以上2.0m ² 未満の施設	①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②設置の場所 ③処理する産業廃棄物の種類 ④処理能力 ⑤施設管理者の氏名 その他必要事項	左記①～⑤に加え、 ⑥構造 ⑦維持管理の方法	
50kg/h以上150kg/h未満又は火格子(火床)面積が、0.5m ² 以上1.5m ² 未満の施設	150kg/h以上200kg/h未満又は火格子(火床)面積が、1.5m ² 以上2.0m ² 未満の施設					
①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②設置の場所 ③処理する産業廃棄物の種類 ④処理能力 ⑤施設管理者の氏名 その他必要事項	左記①～⑤に加え、 ⑥構造 ⑦維持管理の方法					
<p>排出事業者が、面積100m²以上の屋外の場所で次の産業廃棄物(特定産業廃棄物)の保管場所を設置する場合は、届出が必要です。</p> <table border="1"> <tr> <td style="padding: 5px;">【対象廃棄物】</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> ①工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物 ②廃タイヤ </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">【届出事項】</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②設置の場所 ③土地の所有者の氏名又は名称及び住所、面積 ④保管する産業廃棄物の種類、量の上限 ⑤保管開始予定年月日、保管終了予定年月日 </td></tr> </table> <p>※届出事項に変更がある場合は、30日以内に届け出なければなりません。</p>		【対象廃棄物】	①工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物 ②廃タイヤ	【届出事項】	①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②設置の場所 ③土地の所有者の氏名又は名称及び住所、面積 ④保管する産業廃棄物の種類、量の上限 ⑤保管開始予定年月日、保管終了予定年月日	
【対象廃棄物】	①工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物 ②廃タイヤ					
【届出事項】	①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②設置の場所 ③土地の所有者の氏名又は名称及び住所、面積 ④保管する産業廃棄物の種類、量の上限 ⑤保管開始予定年月日、保管終了予定年月日					

◆技術管理者の資格◆

卒業学校	卒業課程	習得科目	実務経験
技術士	化学、水道又は衛生工学部門		—
	上記以外の部門		1年以上
環境衛生指導員	2年以上環境衛生指導員(廃棄物処理法第20条)の職にあった者		
大学	理学、薬学、工学又は農学	・衛生工学 ・化学工学	2年以上
	理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程	上記科目以外を修得した場合	3年以上
短期大学 高等専門学校	理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程	・衛生工学 ・化学工学	4年以上
		上記科目以外を修得した場合	5年以上
高等学校 中等教育学校	土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めた者		6年以上
	理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めた者		7年以上
上記に該当しない者			10年以上

III 産業廃棄物の処理

豊橋市では、産業廃棄物の排出量、最終処分率、再生利用率の目標値(平成20及び25年度は実績値)を設定しています。

詳しくは、廃棄物対策課までお問合せください。

	平成20年度	平成25年度	平成32年度
排出量	1, 605. 2千t	1, 543. 6千t	1, 543. 6千t 以下
最終処分率	2. 3%	2. 5%	2. 0% 以下
再生利用率	41. 6%	44. 9%	49% 以上

※最終処分率、再生利用率は、排出量に対する最終処分量、再生利用量の割合

III-1. 分別

事業者は、廃棄物が発生した時点で、次の3種類に分別してください。

イ 産業廃棄物 ……【P2】

ロ 特別管理産業廃棄物 ……【P4】

ハ 一般廃棄物 ……【P1 廃棄物の分類:事業系一般廃棄物及び家庭廃棄物】

さらに、処分先や処分方法別に分別するだけでなく、再生利用できるものや売却できるものは積極的に分別し、廃棄物の減量化を行ってください。

III-2. 梱包

(1)産業廃棄物が飛散、流出、悪臭が漏れないように、梱包を行ってください。

(2)特別管理産業廃棄物は、次の事項についても必要な措置を講じてください。

イ 感染性産業廃棄物は、必ず密閉でき、収納しやすく、破損しにくい容器に梱包してください。

ロ 廃石綿等は、大気中に飛散しないよう、あらかじめ散水等による湿潤化を行い、耐水性の材料で二重に梱包してください。

ハ 廃油や廃水銀等、揮発性の高いものは揮発しないようドラム缶等の密閉容器に入れてください。

III-3. 表示

特別管理産業廃棄物は、保管中又は運搬過程での事故等を防止するため、取り扱う産業廃棄物の種類及び取扱い注意事項を容器に表示するか、当該事項を記載した文書を収集運搬業者等に交付してください。

III-4. 保管 ……事前手続【P25】や届出が必要な場合があります

(1)産業廃棄物等が事業場から排出されるまでの間、分別した廃棄物ごとに保管を行ってください。

イ 関係者以外がみだりに立ち入ることができないよう、保管の場所の周囲に囲いを設けてください。

(囲いは地上から1. 8m以上の高さで、廃棄物の荷重、風圧力、地震力等に対し、構造耐力上安全なもの)

ロ 保管の場所に掲示板を設置してください。

ハ 積上げ高さの制限(屋外で容器に入れずに保管する場合)

①廃棄物が囲いに接しない場合	囲いの下端から勾配50%以下
②廃棄物が囲いに接する場合	囲いの内側2m以内は、囲いの高さより50cm以下 囲いより2m以上内側は、2m線から勾配50%以下

<勾配50%とは?> 水平距離10m当たりの高さが5mとなる傾き

ニ 廃棄物が、飛散・流逝し、地下に浸透し、悪臭が発散しないようにしてください。

ホ ねずみが生息し、蚊・はえ等の害虫が発生しないようにしてください。

◆掲示板の例◆

廃棄物保管施設	
廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類
管理者名称、連絡先	豊橋市今橋町△番地 豊橋○×工業 株式会社 代表取締役 豊橋太郎 TEL 0532-51-×××
最大保管高さ	1.8m
最大保管量	30m ³

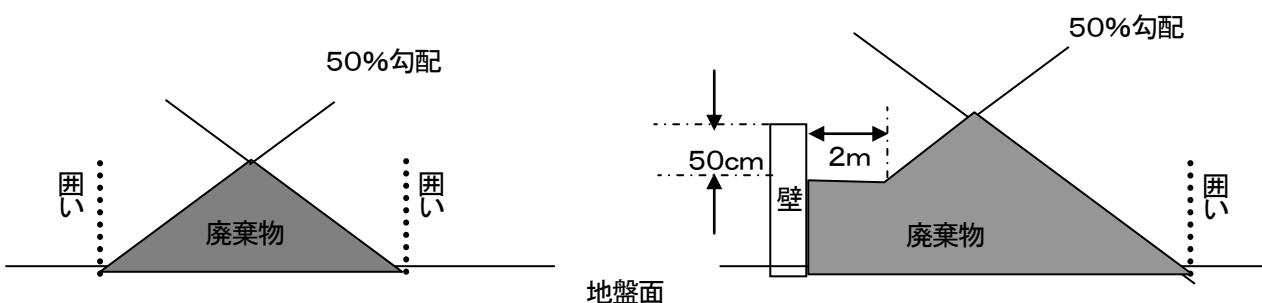
↑
60cm
以上
↓

← 60cm 以上 →

◆保管高さ上限の算定◆

①両方が廃棄物に接していない囲いの場合

②片方が壁の場合



(2)特別管理産業廃棄物は、次の事項についても必要な措置を講じてください。

イ 保管に当たっては、その他の物と混合するおそれのないように、仕切り等を設けてください。

ロ 廃棄物の種類に応じ、次の措置を講じてください。

①廃油は、揮発しないよう容器等に密封等し、高温にさらされないようにしてください。

②腐敗するおそれのあるものは、容器に密封する等、腐敗防止に努めてください。

③廃水銀等は、腐食の防止及び揮発の防止、並びに高温にさらされないために必要な措置を講じてください。

(3)事業者は、事業場の外において、自ら産業廃棄物の保管をする場合には、あらかじめ、市長に届出をしなければなりません。事前届出義務の対象となるのは、建設系産業廃棄物(特別管理産業廃棄物の場合も含む。)で、300m³以上の場所で保管をする場合です。これに違反すると、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(刑事罰)の対象となります。

なお、非常災害のために必要な応急措置として上記の保管を行った事業者は、当該保管をした日から14日以内に市長に届け出なければなりません。

廃PCB等、PCB汚染物の保管(PCB:ポリ塩化ビフェニル)

現在、使用中あるいは保管中となっているPCB使用電気機器及び保管中の廃PCB等については、不用となつても下取り、譲渡又は廃棄処分することはできませんので、事業場内において適正に保管してください。

また、新たにPCB使用機器等が見つかった場合は、毎年の届出等が必要ですので、廃棄物対策課までご連絡ください。

(PCBの保管方法)

①関係者以外の者が容易に立ち入ることができない場所で保管し、保管場所には、関係者以外立入禁止の表示をしてください。

②腐食や破損により機器及び容器内の油が漏出しないよう、受皿等に入れて保管してください。

③PCB使用電気機器等には、「本製品にはPCBが含まれています」、「関係者以外の取扱いの禁止」等を表示してください。

III-5. 収集・運搬 …運搬車両への表示義務があります

(1) 収集・運搬とは？

収集とは、廃棄物をとり集め、運搬できる状態に置くことをいいます。また、運搬とは、必要に応じて廃棄物を移動させることをいい、積替えを行うことを含みます。

産業廃棄物の収集・運搬の基準は、廃棄物を適正に処理するという廃棄物処理法の目的から、処理業者のみならず排出事業者が行う産業廃棄物の収集・運搬にも適用されます。

(2) 産業廃棄物の収集・運搬基準

イ 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。

ロ 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じること。

ハ 産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

ニ 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

ホ 運搬車を用いて産業廃棄物の収集・運搬を行う場合の基準

産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、運搬車の車体の外側に表示をし、かつ、その運搬車に書面を備え付けなければなりません。

① 表示の方法

・運搬車の車体の両側面に鮮明に表示

・識別しやすい色の文字で表示

・文字の大きさ(下表参照)

② 表示内容及び備え付ける書面

	排 出 事 業 者	産業廃棄物収集・運搬業者
車体への表示内容	①産業廃棄物の収集・運搬車両であること ②氏名又は名称	①産業廃棄物の収集・運搬車両であること ②氏名又は名称 ③統一許可番号(下6桁)
文字の大きさ	上記① → 140ポイント(おおむね5cm)以上の大きさの文字及び数字 上記②、③ → 90ポイント(おおむね3cm)以上の大きさの文字及び数字	
備え付ける書面	以下の内容を記載した書面 ・氏名又は名称及び住所 ・運搬する産業廃棄物の種類及び数量 ・積載日 ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先 ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先	①許可証の写し ②交付されたマニフェスト

III-6. 中間処理及び最終処分 …事前手続[P25]や届出、許可が必要です

(1) 中間処理とは？

中間処理とは、廃棄物を自然に委ねるための基本的技術及び周辺技術を駆使して最終処分の目的が達成されるように廃棄物を加工することで、脱水、焼却、中和、破碎等により減量化、無害化、安定化等を行うことをいい、これらの処理を行う施設を中間処理施設といいます。

中間処理施設のうち、処理能力が一定規模以上の施設については、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設の設置(変更)の許可(変更許可)が必要です。また、中間処理施設の設置、変更等をしようとする場合は、市長への事前手続又は届出が必要です。

◆許可が必要な産業廃棄物処理施設(廃棄物処理法第15条、廃棄物処理法施行令第7条)◆

施設の種類			処理能力・規模
中間処理施設	1	汚泥の脱水施設	10m ³ /日超
	2	汚泥の乾燥施設	10m ³ /日超 (天日乾燥施設は100m ³ /日超)
	3	汚泥の焼却施設 (PCB汚染物、PCB処理物を除く)	①5m ³ /日超、②200kg/時以上、③火格子面積2m ² 以上 のいずれかに該当するもの
	4	廃油の油水分離施設	10m ³ /日超
	5	廃油の焼却施設 (廃PCB等を除く)	①1m ³ /日超、②200kg/時以上、③火格子面積2m ² 以上 のいずれかに該当するもの
	6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	50m ³ /日超
	7	廃プラスチック類の破碎施設	5t/日超
	8	廃プラスチック類の焼却施設 (PCB汚染物、PCB処理物を除く)	①100kg/日超、②火格子面積2m ² 以上 のいずれかに該当するもの
	8-2	木くず又はがれき類の破碎施設	5t/日超 (移動式がれき類等破碎施設を設置しようとする者(事業者に限る。)は、当分の間、設置許可を要しない。)
	9	金属等(有害物質)を含む汚泥のコンクリート固化施設	全ての施設
	10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	全ての施設
	11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアニ化合物の分解施設	全ての施設
	11-2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	全ての施設
	12	廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物の焼却施設	全ての施設
	12-2	廃PCB等(PCB汚染物に塗布等されたPCBを含む)、PCB処理物の分解施設	全ての施設
	13	PCB汚染物、PCB処理物の洗浄施設又は分離施設	全ての施設
	13-2	産業廃棄物の焼却施設 (3、5、8、12を除く)	①200kg/時以上、②火格子面積2m ² 以上 のいずれかに該当するもの
最終処分場	14	イ 遮断型処分場[P19]	全ての施設
		ロ 安定型処分場[P19]	全ての施設
		ハ 管理型処分場[P19]	全ての施設

※1 産業廃棄物処理施設の処理能力とは、当該施設に投入される前の時点における産業廃棄物の量です。

※2 1日当たりの処理能力は、

①1日24時間稼動の場合	24時間の定額標準能力
②実働稼働時間が1日当たり8時間に達しない場合	稼働時間を8時間とした定額標準能力
③上記以外の場合	実稼働時間における定額標準能力

※3 火格子面積は、水平投影面積を基準とします。

※4 上記以下の能力の焼却施設であっても、火床面積は0.5m²以上又は焼却能力が50kg/時以上のものは、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「愛知県条例」に基づく届出が必要です。

※5 PCB:ポリ塩化ビフェニルの略称

◆許可が必要な一般廃棄物処理施設(廃棄物処理法第8条、廃棄物処理法施行令第5条)◆

施設の種類		処理能力
ごみ処理施設	焼却施設	①200kg/時以上、②火格子面積2m ² 以上 のいずれかに該当するもの
	選別施設、堆肥化施設 等	5t/日以上のもの
一般廃棄物の最終処分場		全ての施設

※ 上記以下の能力の焼却施設であっても、火床面積は0.5m²以上又は焼却能力が50kg/時以上のものは、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく届出が必要です。

◆届出又は事前手続の必要な施設◆

施設の区分		届出	事前手続
イ	①処理能力が1時間当たり50kg以上150kg未満 又は ②火格子(火床)面積が0.5m ² 以上1.5m ² 未満 の焼却施設(※)	○	○
ロ	①処理能力が1時間当たり150kg以上200kg未満 又は ②火格子(火床)面積が1.5m ² 以上2.0m ² 未満 の焼却施設(※)	○	○
ハ	許可が必要となる産業廃棄物処理施設		○
ニ	イ、ロ、ハ以外の産業廃棄物処理施設		○

(※産業廃棄物の焼却施設として廃棄物処理法施行令第7条第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2号に規定するものを除く。)

(2)主な中間処理の方法と処理できる廃棄物の例

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
焼却	廃油、汚泥、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、廃プラスチック類、ゴムくず、廃酸、廃アルカリ等	廃油、感染性産業廃棄物、トリクロロエチレン等を含む廃油、廃酸、廃アルカリ
中和	廃酸、廃アルカリ	有害な金属等を含む廃酸、廃アルカリ
脱水	汚泥	
破碎	廃プラスチック類、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、金属くず、がれき類等	
コンクリート固型化		有害な重金属等を含む燃え殻、汚泥、鉛さい、ばいじん等
溶融	廃プラスチック類、燃え殻、ばいじん	廃石綿、燃え殻、ばいじん等

(3)産業廃棄物の処分基準(抜粋)

- ・廃棄物の飛散、流出を防止すること。
- ・悪臭、騒音、振動によって、生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。
- ・廃棄物を焼却する場合には、焼却設備を用いて焼却すること。

品 目	処 分 方 法
汚 泥	埋立処分(水面埋立処分を除く)を行う場合には、あらかじめ焼却施設を用いて焼却するか、又は脱水施設を用いて含水率85%以下にしてください。
廃 油 (タールレピッヂを除く)	埋立処分(水面埋立処分を除く)を行う場合には、あらかじめ焼却施設を用いて焼却等してください。
廃プラスチック類	埋立処分を行う場合には、あらかじめ中空の状態でないように、かつ最大径15cm以下に破碎するか、焼却施設を用いて焼却してください。
ゴムくず	埋立処分を行う場合には、あらかじめ最大径15cm以下に破碎するか、焼却施設を用いて焼却してください。
ばいじん	埋立処分を行う場合には、あらかじめ大気中に飛散しないように梱包してください。
廃酸・廃アルカリ	埋立処分はできません。
感染性廃棄物 腐敗物 有機性汚泥 動植物性残さ 家畜ふん尿 家畜死体 等	埋立処分を行う場合には、熱しやく減量を15%以下に焼却するか、一層の厚さをおおむね3m以下とし、一層ごとにおおむね50cmの覆土を行ってください。
その他	工作物の新築、改築又は除去に伴い生じた廃棄物を、選別等を行うことにより安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物に選別した結果、熱しやく減量を5%以下とした場合は、安定型最終処分場に埋立てることができます。

※ 熱しやく減量:焼却灰の中には、ごくわずかながら「可燃ごみの燃え残り」が含まれている。そこで、焼却灰をもう1度よく燃焼させると燃え残りがなくなって焼却灰の重量がわずかに減少する。この減少率を熱しやく減量という。

注)焼却設備の基準(焼却炉の規模、廃棄物の種類、自己物・他人物の区分に関係なく適用されます。)

焼却設備の構造(廃棄物処理法施行規則第1条の7)	焼却方法(平成9年厚生省告示第178号)
①空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。 ②燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。 ③外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。 ④燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。 ⑤燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。	①煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように燃焼すること。 ②煙突の先端から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。 ③煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

※ 上記基準のほか、燃焼ガスが摂氏800度以上の温度を保つつ2秒以上滞留できる燃焼室、集じん器に流入する燃焼ガスの温度を概ね200度以下に冷却することができる冷却設備、高度なばいじん除去装置等が必要な施設があります。詳しくは、廃棄物対策課へお問合せください。

(4)特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくす方法(抜粋)

1. 廃油	①焼却 ②蒸留設備等を用いて再生
2. 廃酸、廃アルカリ	①中和 ②焼却 ③イオン交換設備等を用いて再生(再生に伴って生ずる廃棄物のpHを2.0~12.5の範囲にする方法)
3. 感染性廃棄物	①焼却 ②溶融 ③オートクレーブ装置を用いて滅菌 ④乾熱滅菌装置を用いて滅菌 ⑤煮沸(15分以上)する ⑥消毒(B型肝炎ウイルスに効果のある方法等)
4. 廃石綿等	溶融
5. 廃ポリ塩化ビフェニル (PCB)等	①焼却 ②脱塩素化分解 ③水熱酸化分解 ④還元熱化学分解 ⑤光分解
6. PCB汚染物	①紙くず、木くず、繊維くず 焼却、水熱酸化分解、還元熱化学分解、洗浄(溶剤)除去、分離除去 ②廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず 焼却、水熱酸化分解、還元熱化学分解、分離除去、洗浄除去
7. PCB処理物	①廃油、廃酸、廃アルカリ 5に同じ ②紙くず、木くず、繊維くず 6の①に同じ ③廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず 6の②に同じ ④上記以外 焼却、水熱酸化分解、還元熱化学分解

*特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法

(平成4年7月3日厚生省告示第194号)より抜粋

(5)再生利用

再生利用と称しても方法等は様々で、その実施に当たっては環境に対する負荷ができる限り小さくなるような方法を選択してください。

環境への負荷	再生利用の優先順位	内 容	具 体 例
小 	①繰返し利用	形態を変えずに利用	リターナブル瓶、通い函
	②再利用	修理、洗浄等により機能回復し、同じものに再利用	鋳物砂再利用、有機溶剤蒸留、自動車等部品回収
	③転用	物理的、化学的、生物学的操作により、性状、形状を変換し、品質の落ちる製品に再生或いは他の用途に活用	古紙再生、ガラスカレット、堆肥化、金属スクラップ、埋戻材にがれき類を利用
	④物質回収	抽出、変換等により原料に還元、有価物の回収、有用物の抜取り等	汚泥中の貴金属を回収、廃プラスチック類油化
	⑤エネルギー回収	燃料化、発電、給湯等	廃潤滑油、木くずチップの重油代替燃料化

(6)最終処分とは

最終処分には、埋立処分と海洋投入処分があります。

埋立処分には、安定型処分場、管理型処分場、遮断型処分場の3種類があります。海洋投入処分については、ロンドン条約により、自然由来の汚染されていない一部の産業廃棄物を除いて原則禁止されています。

処分場の区分によって、埋立てできる廃棄物が異なります。それぞれの処分場の施設設置許可証、処分業許可証の写しで確認してください。なお、感染性廃棄物や廃油、廃酸、廃アルカリ等は、そのままの性状では埋立処分することはできません。【P17】

◆埋立処分場の種類と処分できる廃棄物◆

区分	処分できる廃棄物の種類
安定型最終処分場	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず、がれき類 ※上記の5種類であっても、次のものは処分できません。 ア 自動車等破碎物(シュレッダーダスト) イ 廃石膏ボード ウ 鉛(鉛製の管・板、鉛電極等) エ 廃ブラウン管の側面部 オ 鉛を含むはんだの使用された廃プリント配線板 カ 廃容器包装(固形状又は液状の物の容器又は包装として使用されたものであつて、有害又は有機性の物質が混入し、又は付着したもの)
管理型最終処分場	燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、タール・ピッチ類、廃石綿(二重梱包又は固型化したものに限る)及び安定型最終処分場で処分できるもの等 ※鉱さいのうち、廃石綿等、石綿含有産業廃棄物等を無害化処理認定を受けた施設等において処理した場合に生じた溶融処理生成物である鉱さいは、安定型産業廃棄物とする。
遮断型最終処分場	有害な重金属等を含む 燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん等

(7)定期検査

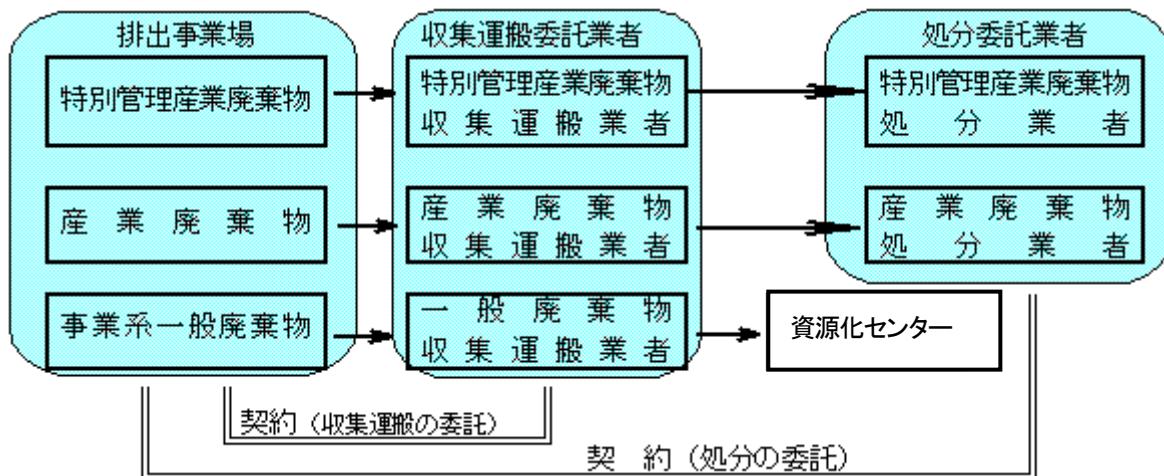
許可が必要な産業廃棄物処理施設のうち、焼却施設、石綿溶融施設、PCB処理施設及び最終処分場については、5年3月以内ごとに、当該施設が施設の技術上の基準に適合するかどうかについて、豊橋市の検査を受けなければなりません。その際には、市長への定期検査の申請が必要となります。

(8)維持管理情報の公表

上記(7)の産業廃棄物処理施設は、維持管理に関する計画及び維持管理の情報(処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量、焼却施設の燃焼室中の燃焼ガスの温度等(過去3年分のもの))について、インターネットの利用その他の方法により、毎月公表しなければなりません。

IV 産業廃棄物の処理の委託

<処理を委託する場合の流れ>



産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合は、運搬と処分のそれぞれの業者と書面による契約が必要です。

IV-1. 委託業者の許可証の確認

愛知県内に設置する事業場から生じる産業廃棄物の運搬又は処分を委託しようとするときは、愛知県条例第7条の規定により事業者が委託前に処理業者の処理能力等を実地に確認しなければなりません。また契約締結後も年1回以上の確認が必要となります。

- (1) 業の区分 ⇒ 収集運搬業(積込む場所及び降ろす場所)の許可、処分業の許可
- (2) 取扱うことのできる廃棄物の種類 ⇒ 収集運搬及び処分の「事業の範囲」に委託する廃棄物(例えば、汚泥、廃プラスチック類、金属くず等)が含まれているか
- (3) 許可の条件 ⇒ 特別な条件が付けられていないか
- (4) 許可の期限 ⇒ 期限を過ぎていないか
- (5) 処理施設の種類及び処理能力 ⇒ 処理を委託する廃棄物の処理方法が適正か、処理を委託する廃棄物の量と比べて処理能力が十分か

IV-2. 委託に係る通知

特別管理産業廃棄物については、委託に先立ち、委託しようとする廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項を文書により処理業者に通知してください。

IV-3. 処理状況の確認努力義務

排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行うように努めなければなりません。

委託先が破碎、焼却等の中間処理業者である場合は、その中間処理を行った後の残さ物の最終処分先(所在地、処分方法、施設の処理能力)も確認してください。中間処理することによって有価物(いわゆる商品:例えば、がれき類を破碎し粒度調整したもの=再生碎石)となる場合は、その中間処理が確認すべき最終処分とみなされます。

IV-4. 委託契約の締結

- (1) 委託契約は、収集運搬については、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業の許可を受けた者と、処分については、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処分業の許可を受けた者と、廃棄物処理法に定める委託基準に基づき書面にて、それぞれ締結してください。ただし、収集運搬と処分を同一の業者に委託する場合は、一つの契約書で行うことができます。

(2) 委託契約書に記載する事項【P30~32】

- ア 委託する産業廃棄物の種類、数量
 - イ 運搬を委託する場合は、運搬の最終目的地の所在地(積替え保管を行う場合は、その場所の所在地並びに保管できる産業廃棄物の種類及び保管上限)
 - ウ 処分又は再生を委託する場合は、その処分等の場所の所在地、その方法、施設の能力
 - エ (中間処理を委託する場合)最終処分の場所の所在地、処分方法、施設の処理能力
 - オ 委託契約の有効期間
 - カ 料金(数量及び単価)
 - キ 受託業者の許可の事業範囲(収集運搬・処分、取り扱える廃棄物の種類)
 - ク 受託業者が適正な処理を行うための情報提供に関する事項(性状、荷姿、性状変化等)
 - ケ 運搬、処分終了時の排出事業者への報告に関する事項
 - コ 契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項
- *業務受託者の許可証の写し等の書面を必ず添付してください。

(3) 委託契約書及びその添付書類を契約期間終了後の日から5年間保存しなければなりません。

IV-5. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付

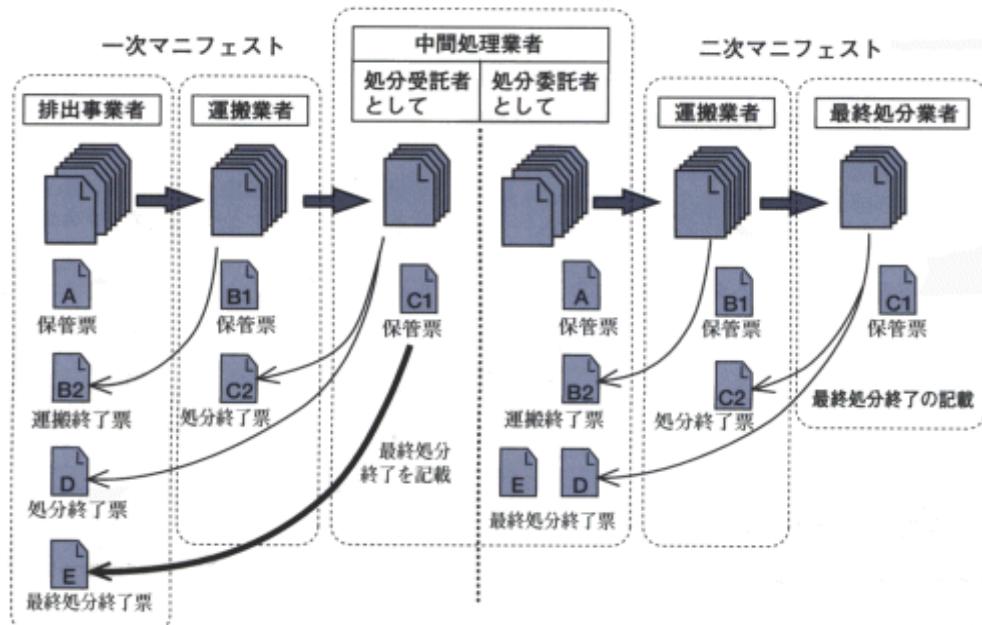
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を業者に委託する場合、不適正処理や処理過程の事故を防止するため、委託業者に産業廃棄物を引き渡す際に、必ずマニフェストを交付してください。また、電子マニフェスト制度(排出事業者、収集運搬業者及び処分業者とのぞれが「情報処理センター」の電子計算機と電気通信回線で接続してマニフェスト情報(処理状況等)を報告・管理するもの)を利用することもできます。

ただし、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物(古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古織維)を専門に扱っている既存の回収業者に委託する場合や再生利用の指定を受けた業者に委託する場合等については、マニフェストを交付する必要はありません。

<マニフェスト制度>

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、廃棄物の種類、数量、性状、収集運搬業者名、処理業者名、取扱上の注意事項等を記載した産業廃棄物管理票(マニフェスト)を積荷とともに流通させることにより、廃棄物の流れや処理方法を自ら把握・管理するシステムです。

◆紙マニフェスト制度の仕組◆



◆マニフェスト記載例◆

産業廃棄物管理票(マニフェスト) A票

交付年月日 平成××年×月×日	交付番号 20064708716	整理番号 123	交付担当者 氏名 豊橋太郎 印	印
事業者 事 業 出 者 者	氏名又は名称 (株) 豊橋工業 住所 〒440-×××× 電話番号 ***-***** 豊橋市今橋町○○番地	事業場 (排出事業場)	名称 本社工場 所在地 〒 電話番号 同左	排出事業者控
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物) <input type="checkbox"/> D100 燃えがら <input type="checkbox"/> D200 汚泥 <input type="checkbox"/> D300 廉油 <input type="checkbox"/> D400 廉酸 <input type="checkbox"/> D500 廉アルカリ <input type="checkbox"/> D600 廉プラスチック類 <input type="checkbox"/> D700 紙くず <input type="checkbox"/> D800 木くず <input type="checkbox"/> D900 織維くず <input type="checkbox"/> D1000 動植物性残さ <input type="checkbox"/> D1100 ゴムくず	<input checked="" type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物) <input type="checkbox"/> I200 金属くず <input type="checkbox"/> I300 ガラス・陶磁器くず <input type="checkbox"/> I400 鉛さい <input type="checkbox"/> I500 がれき類 <input type="checkbox"/> I600 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> I700 家畜の死体 <input type="checkbox"/> I800 ばいじん <input type="checkbox"/> I900 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> I100 PCB等 <input type="checkbox"/> I210 強アルカリ <input type="checkbox"/> I220 強酸 <input type="checkbox"/> I230 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> I240 PCB等 <input type="checkbox"/> I250 廉油 <input type="checkbox"/> I260 廉酸 <input type="checkbox"/> I270 廉アルカリ <input type="checkbox"/> I280 廉石綿等 <input type="checkbox"/> I290 ばいじん <input type="checkbox"/> I300 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> I410 強酸(有害) <input type="checkbox"/> I420 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> I430 強アルカリ(有) <input type="checkbox"/> I440 強酸(有) <input type="checkbox"/> I450 強酸(有) <input type="checkbox"/> I460 強酸(有) <input type="checkbox"/> I470 強酸(有) <input type="checkbox"/> I480 強酸(有)	数量(及び単位) 100 リットル	荷姿 ドラム缶
中間処理 産業廃棄物	産業廃棄物の名称 有害物質等 塩化メチレン 備考・通信欄 揮発性 ガスを吸わないこと			
最終処分 の場所	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) (中間処理業者の場合のみ記入) 名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり ○○県△△市××町 ○○産業(株)××処分場			
運搬受託者	氏名又は名称 (株)○○運送 住所 〒440-×××× 電話番号 ***-***** 豊橋市△町○○番地	運搬先の事業場 (処分事業場)	名称 ○○環境(株)中央工場 所在地 〒 ***-**** 電話番号 ***-***** ○○県××市△△町	
処分受託者	氏名又は名称 ○○環境(株) 住所 〒 ***-**** 電話番号 ***-***** ○○県××市△△町	積又 替 え は 保 管	名称 所在地 〒 電話番号	
運搬担当者	氏名 (株)○○運送 豊橋 次郎 印 受領印	運搬終了年月日 平成 年 月 日	有価物拾集量	数量(及び単位)
処分担当者	氏名	処分終了年月日 平成 年 月 日	最終処分終了年月日 平成 年 月 日	
最終処分を行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあっては委託契約書記載の番号)		B 2 票 平成 年 月 日	
			D 票 平成 年 月 日	
			E 票 平成 年 月 日	

発行元：社団法人 全国産業廃棄物連合会

(注)記載例のマニフェストと現在流通しているマニフェストとでは、表示事項に関して若干の差異があります。

<マニフェストに関する問い合わせ先>

(一社)愛知県産業廃棄物協会

名古屋市中区金山2-10-9 第8フクマルビル5F

電話 052-332-0346

東三河廃棄物処理事業協同組合

豊橋市西幸町字浜池333-9

豊橋サイエンス・コア

電話・FAX 0532-37-9811

手續の流れ	項目	内容
	①産業廃棄物の引渡し時 (A票:排出事業者の保管原票)	排出事業者は、マニフェスト(7枚複写)に必要事項を記入し、廃棄物とともに一旦7枚とも収集運搬業者に引き渡します。収集運搬業者は、所定欄に署名のうえ、A票のみを排出事業者に返します。
	②運搬の終了時 (B1票:収集運搬業者の保管原票、 B2票:運搬終了票)	収集運搬業者は残りのマニフェストを廃棄物とともに処分業者に引き渡します。処分業者は所定欄に署名のうえ、B1票、B2票を収集運搬業者に返します。収集運搬業者はB1票を保管し、B2票を排出事業者に送付(運搬が終了した日から10日以内)し、運搬終了を報告します。
	③処分の終了時 (C1票:処分業者の保管原票、 C2票、D票:処分終了票)	処分業者は処分終了後、マニフェストの所定欄に署名し、収集運搬業者にC2票を、排出事業者にD票(最終処分の場合はE票も併せて)を送付(処分が終了した日から10日以内)し、処分終了を報告します。処分業者はC1票を保管します。 処分(中間処理)業者は受託した産業廃棄物を中間処理した残さ(中間処理産業廃棄物)の最終処分が終了するまでの間、E票を保管します。
	⑤返送されたマニフェストの確認	排出事業者は、A票と収集運搬業者、処分業者から戻ってきたB2票、D票、E票を照合し、返送されたマニフェストを5年間保存します。また、収集運搬業者につきましてはB1票、C2票、処分業者につきましてはC1票を送付を受けた日から5年間保存します。

注:1)法定期間内(B2票、D票:90日(特別管理産業廃棄物は60日)、E票:180日)に収集運搬・処分業者からマニフェストの返送がない場合は、生活環境保全上の支障の除去等や行った措置について市長への報告が必要です。

注:2)マニフェストは、種類ごと、運搬先ごと、車両ごとに交付すること。なお、排出者、廃棄物の種類・数量、受託者等の欄は、すべて排出事業者が記入すること。

<産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書>

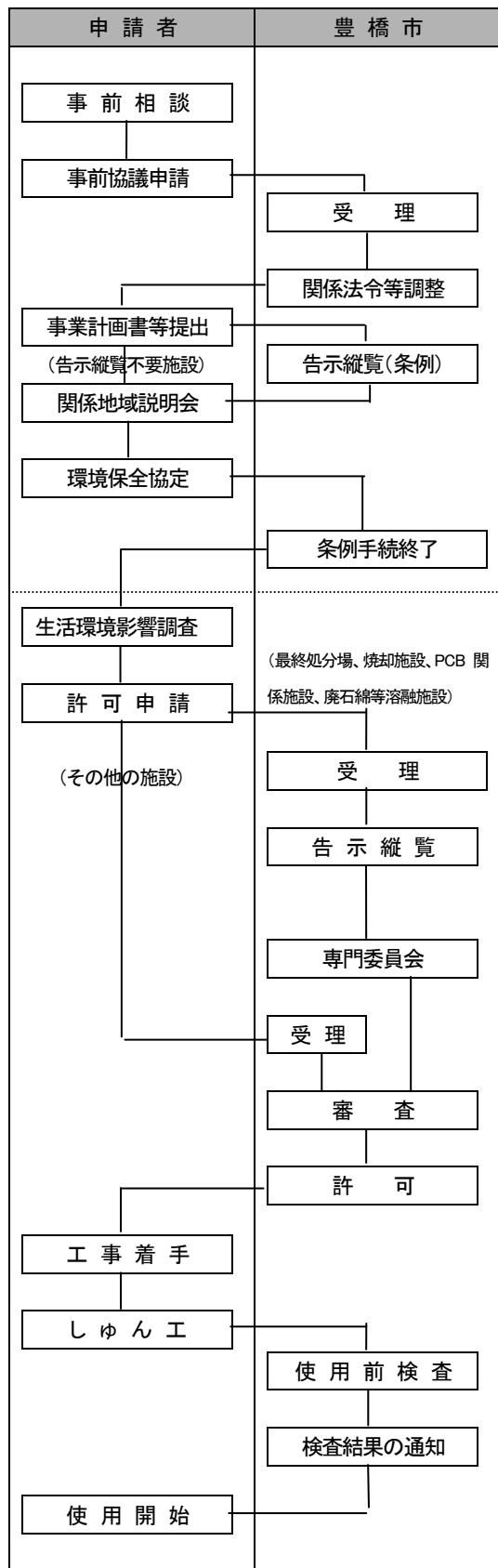
豊橋市内から産業廃棄物を排出する事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、廃棄物処理法に基づき、受託者に対して産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付するとともに、前年度のマニフェストの交付状況を毎年6月30日までに豊橋市長に報告しなければなりません。そこで、この報告に備えるために、マニフェストや帳簿等の整理の徹底等を図ってください。

なお、電子マニフェストを利用している場合は、報告書を提出する必要はありませんが、一部紙マニフェストを利用している場合は紙マニフェスト利用分の報告が必要となります。

V 産業廃棄物処理施設(15条施設)

廃棄物処理法に定める施設(15条施設)**[P15]**を設置等する場合は、以下の手続により市長の許可が必要です。なお、法による手続の前に市指導要綱及び市紛争予防・調整条例による事前手続**[P25]**が必要です。詳細については、廃棄物対策課までご相談ください。

<許可事務等の流れ>



【事前相談】

- ・施設の概要、処理能力、許可対象の判断及び手続の指導

【事前協議】

- ・指導要綱に基づく事前協議

【関係法令等調整】

- ・関係法令のチェック(建築基準法、都市計画法、農地法等)

【事業計画書等】

- ・紛争予防・調整条例に基づく事業計画書等

【告示縦覧(条例)】

- ・縦覧期間は、告示日から30日間

【説明会】

- ・縦覧期間内に開催

【環境保全協定】

- ・関係地域との環境保全協定

※条例手続については、別冊「条例の手引」参照

【生活環境影響調査】

- ・施設の稼動等に伴って生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭に係る環境影響について調査を実施し、影響の程度を予測する。

【許可申請提出書類】

- ①許可申請書 ②設置計画 ③維持管理計画 ④生活環境影響調査結果
- ⑤施設構造図面 ⑥処理工程図 ⑦処理能力計算書 ⑧技術管理者認定講習修了証写し ⑨災害防止計画(最終処分場) ⑩関係法令の許可書等

【告示縦覧】

- ・縦覧期間: 1か月

・関係市町村長の意見聴取(生活環境保全上の見地)

・利害関係者からの意見の提出(生活環境保全上の見地)

縦覧終了後2週間以内

【専門委員会】

- ・専門的知識を有する者の意見聴取

【許可基準】

- ①技術上の基準(規則第12条等)の適否 ②設置計画、維持管理計画と周辺生活環境の関係 ③欠格事項の該当の有無 ④経理的基礎 等

・許可を受けるまでは工事着手できません。

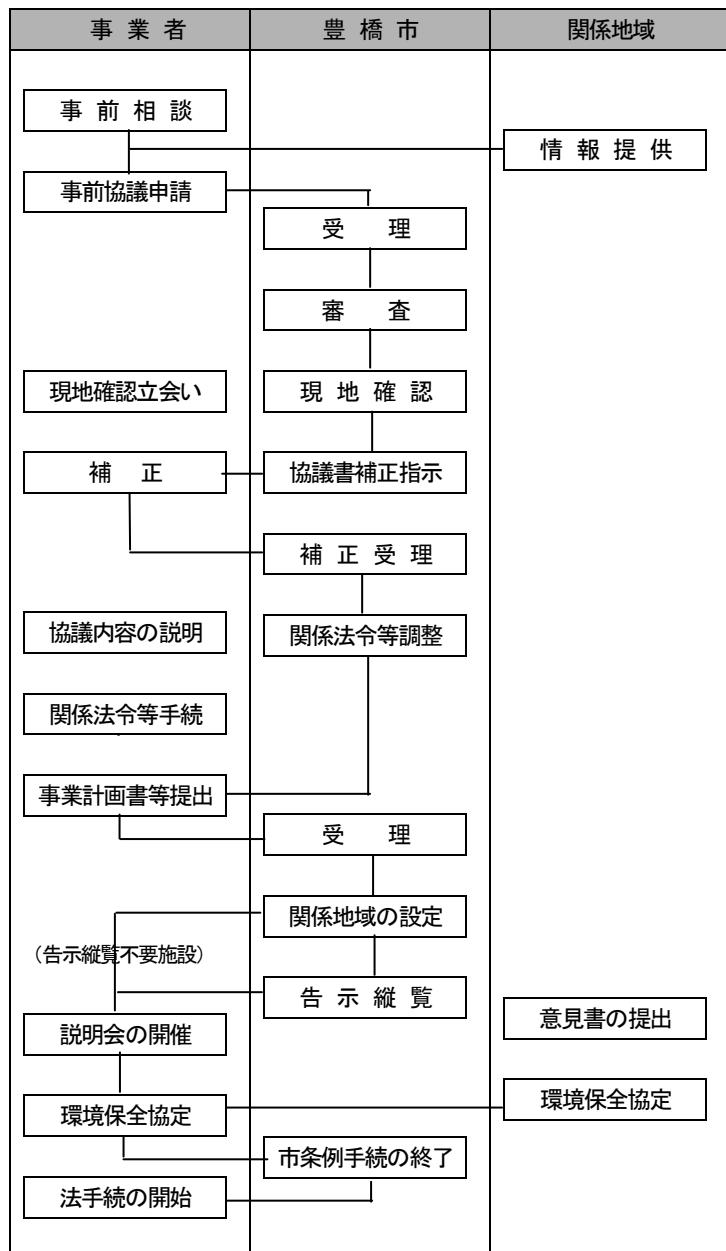
・施設しゅん工後、使用前検査申請をしてください。技術上の基準に適合していると認められなければ使用することができません。

・使用開始後、処理した廃棄物の分析を実施してください。

VI 産業廃棄物処理施設の事前手続

産業廃棄物処理施設(15条施設)のほか、産業廃棄物の処理を受託する者が施設を設置等しようとする場合は、以下により、あらかじめ市長への事前手続が必要です。詳細については、廃棄物対策課までご相談ください。

<事務の流れ>



【事前相談】

- ・廃棄物処理法、愛知県条例、市紛争予防・調整条例及び市指導要綱その他関係法令に基づく指導

【情報提供】

- ・事業者から関係地域へ情報提供

【事前協議提出書類】

- ①事前協議書 ②設置計画 ③維持管理計画 ④施設構造図面
⑤処理工程図 ⑥処理能力計算書 ⑦関係法令の状況等

【審査基準】

- ①立地基準 ②構造基準 ③維持管理基準 ④保管基準 ⑤周辺の生活環境との関係等

【関係法令等調整】

- ・関係法令等の手続、許認可に関する調整
・事業者は協議書の写しを関係課長等に持ち回り、事業概要等の説明をし、提出する。

【事業計画書等】

【関係地域】

【告示縦覧】

【説明会】

【環境保全協定】

- ・以上については、別冊「条例の手引」参照

◆事前協議の対象施設◆

産業廃棄物処理施設 (市条例第2条第3号)	① 産業廃棄物を処分する施設 ② 収集運搬業者が設置する産業廃棄物の積替え・保管施設 ※ただし、市条例第22条第1項に規定する施設は対象としない。
--------------------------	---

◆市条例の告示縦覧対象施設◆

① 15条施設 ② ①以外の産業廃棄物を処分する施設であって、150kg/時以上の焼却施設、5t/日超のガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設、発酵施設、堆肥化施設若しくは熱分解施設又は特別管理産業廃棄物の処理施設 ③ 収集運搬業者が設置する産業廃棄物の積替え・保管施設であって、屋外で選別行為を行うもの

VII 罰 則(抜粋)

5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金 又は併科	①無許可営業 ②不正手段による営業許可取得 ③無許可事業範囲変更 ④不正手段による事業範囲変更許可取得 ⑤事業停止命令違反・措置命令違反 ⑥委託基準違反(事業者が産業廃棄物の委託基準に違反すること) ⑦名義貸しの禁止違反 ⑧施設(法第15条該当)無許可設置 ⑨不正手段による施設(法第15条該当)設置許可取得 ⑩施設(法第15条該当)無許可変更 ⑪不正手段による施設(法第15条該当)変更許可取得 ⑫無確認輸出、同未遂 ⑬受託禁止違反(処理業者等以外の者が、処理を受託すること) ⑭不法投棄、同未遂 ⑮不法焼却、同未遂 ⑯指定有害廃棄物の処理禁止違反(硫酸ピッヂ) ※特に①～④, ⑫, ⑭, ⑮についてには、法人等が違反したときは、別に3億円以下の罰金(法人罰)あり
3年以下の懲役又は300万円以下の罰金 又は併科	①委託基準違反(事業者が、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、委託基準に従わないこと)、再委託禁止違反(処理業者が、他人に処理を委託すること。又は再委託基準に従わないで委託すること) ②施設(法第15条該当)改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反 ③施設(法第15条該当)無許可譲受け・無許可借受け ④無許可輸入 ⑤輸入許可条件違反 ⑥不法投棄・不法焼却目的収集運搬
2年以下の懲役又は200万円以下の罰金 又は併科	無確認輸出予備
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反
6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	①欠格要件該当届出義務違反、保管届出義務違反 ②施設(法第15条該当)使用前検査受検義務違反 ③管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 ④管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載(収集運搬) ⑤管理票回付義務違反 ⑥管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載(処分) ⑦管理票・同写し保存義務違反 ⑧虚偽管理票交付 ⑨引受禁止違反 ⑩虚偽管理票写し送付・虚偽報告 ⑪電子管理票虚偽登録 ⑫電子管理票報告義務違反・虚偽報告 ⑬管理票に係る勧告の措置命令違反 ⑭処理困難通知義務違反・虚偽通知 ⑮処理困難通知保存義務違反 ⑯土地形質変更届出義務違反・虚偽届出 ⑰事故時応急措置命令違反

30万円以下の罰金	①帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反 ②業廃止・変更届出、施設(法第15条該当)変更届出・施設(法第15条該当)相続届出義務違反、虚偽届出 ③定期検査拒否・妨害・忌避 ④維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反 ⑤処理責任者等置義務違反 ⑥報告拒否、虚偽報告 ⑦立入検査拒否・妨害・忌避 ⑧技術管理者設置義務違反
20万円以下の過料	①保管届出義務違反・虚偽届出 ②土地形質変更届出違反・虚偽届出 ③多量排出事業者処理計画等提出義務違反・虚偽記載 ④多量排出事業者処理計画等実施状況報告義務違反・虚偽報告

VIII 豊橋市への報告

報告書名	対象事業者	報告期限	根拠
産業廃棄物処理計画	前年度の産業廃棄物の発生量が1,000t以上の事業場	当該年度の6月30日まで	廃棄物処理法第12条第7項
産業廃棄物処理計画実施状況報告書	前年度に産業廃棄物処理計画を提出した事業場	当該年度の6月30日まで	廃棄物処理法第12条第8項
特別管理産業廃棄物処理計画	前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上の事業場	当該年度の6月30日まで	廃棄物処理法第12条の2第8項
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書	前年度に特別管理産業廃棄物処理計画を提出した事業場	当該年度の6月30日まで	廃棄物処理法第12条の2第9項
産業廃棄物管理票交付等状況報告書	産業廃棄物を排出する事業者で、前年度に産業廃棄物管理票を交付した事業者	当該年度の6月30日まで	廃棄物処理法第12条の3第6項
PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書	PCB廃棄物を保管している事業者	当該年度の6月30日まで	PCB特別措置法第4条
ダイオキシン類測定結果報告書	ダイオキシン類対策特別措置法の対象となる焼却炉を有する事業者	測定後速やかに(年1回以上)	ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項
産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書	前年度に産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業の許可を有する者	当該年度の7月31日まで	豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第24条
産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分実績報告書	前年度に産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処分業の許可を有する者	当該年度の7月31日まで	豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第24条
産業廃棄物最終処分場の処分実績報告書	前年度に産業廃棄物処理施設(最終処分場)を設置している事業者	当該年度の7月31日まで	豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第25条
県外産業廃棄物搬入状況報告書	産業廃棄物を排出する事業者で、前年度の県外産業廃棄物搬入届出者	当該年度の6月30日まで	愛知県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例規則第8条

※ 管理性最終処分場を設置している事業者は、放流水のダイオキシン類の測定結果を報告してください。

IX 参考資料

IX-1. 産業廃棄物処理委託標準契約書(例)

<契約書作成上の注意>

- 1 この標準契約書は、産業廃棄物処理の委託を行う際に必要な委託契約書のひな型として豊橋市で作成したものです。それぞれの契約の実態に合わせて修正し利用してください。
- 2 ※の欄は、該当しないものを削除するか、二重線で抹消してください。空欄は斜線等により抹消してください。
- 3 口欄は、該当する個所に「」を入れてください。
- 4 収集運搬業務と処分業務を同一の業者に委託する場合を除いて、それぞれの業者と個別に契約を交わしてください。
- 5 印紙税については、収集運搬用は印紙税法上の1号文書(運送に関する契約書)、処分用は2号文書(請負に関する契約書)、収集運搬及び処分用は基本的には1号文書に該当します。収集運搬と処分の料金が区分され、収集運搬の価格が処分の価格より小さい場合は2号文書に該当します。
収入印紙は、契約金額(数量×単価)に応じた印紙税額のものを貼付します。なお、契約金額(数量と単価)が明記されている契約書は、7号文書(継続的取引の基本となる契約書)には該当しません。印紙税に関する具体的な相談については、税務署等にご相談ください。
- 6 委託契約書には、必ず許可証等の写しが添付されていなければなりません。

【 収 入 印 紙 】

1号文書(収集運搬用)		2号文書(処 分 用)	
契約書記載金額	印紙税額	契約書記載金額	印紙税額
1万円未満	非課税	1万円未満	非課税
10万円以下	200円	100万円以下	200円
50万円以下	400円	200万円以下	400円
100万円以下	1, 000円	300万円以下	1, 000円
500万円以下	2, 000円	500万円以下	2, 000円
1千万円以下	10, 000円	1千万円以下	10, 000円
5千万円以下	20, 000円	5千万円以下	20, 000円
1億円以下	60, 000円	1億円以下	60, 000円
5億円以下	100, 000円	5億円以下	100, 000円
10億円以下	200, 000円	10億円以下	200, 000円
50億円以下	400, 000円	50億円以下	400, 000円
50億円超	600, 000円	50億円超	600, 000円
金額記載のない契約書	200円	金額記載のない契約書	200円

産業廃棄物処理委託契約書

収入
印紙

平成 年 月 日

(下記契約区分1~3のうち、いずれか一つ該当するものを残して他の部分を二重線にて抹消してください。)

- ※ 契約区分 1 甲は、甲の事業場から出る廃棄物の収集・運搬を乙に委託する。
 2 甲は、甲の事業場から出る廃棄物の処分を乙に委託する。
 3 甲は、甲の事業場から出る廃棄物の収集・運搬及び処分を乙に委託する。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名捺印のうえ各1通を保有する。

甲及び乙は、
 <別添：委託業務の内容>に記載された産業廃棄物について上記区分に関する業務を適正に行なうため、この契約書、廃棄物処理委託契約款及び本契約書添付書類によって産業廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。なお、本契約で使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

本契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間とし、期間満了の1か月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一の条件で更新されるものとする。その後も同様とする。

排出事業者 (甲)	住所 氏名(法人にあっては名称) 代表者	印
--------------	----------------------------	---

処理業者 (乙)	住所 氏名(法人にあっては名称) 代表者	印
-------------	----------------------------	---

乙の事業の範囲
 ・以下の許可等の区分の□の該当するものに「」を記入し右欄の書面を添付する。
 ・取り扱える産業廃棄物の種類等は、別添書面(許可証写し等)のとおり。

区分			添付書類
処理業許可業者(法第14条、第14条の4の許可を有する者)			
□ 収集運搬	積込む場所	都道府県、政令市、中核市()	許可証写し
	許可番号	産業廃棄物 特別管理産業廃棄物:	
□ 処 分	降ろす場所	都道府県、政令市、中核市()	
	許可番号	産業廃棄物 特別管理産業廃棄物:	
□ 専ら再生利用業 (古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者)	処理施設設置	都道府県、政令市、中核市()	乙の行っている事業の 概要が分かる書類
	許可番号	産業廃棄物 特別管理産業廃棄物:	
	所在地		
施設の種類			
□ 許可を要しない者 (法施行規則第9条、第10条の3、第10条の11、第10条の15)に該当する者			環境大臣指定書、知事等指定証の写し
□ 再生利用に係る環境大臣認定を受けた者(法第15条の4の2関係)			環境大臣認定書の写し

<別紙:委託業務の内容>

1 委託する産業廃棄物の種類、数量、単価、処分等の方法、適正処理に必要な情報

産業廃棄物の種類	(1)	(2)	(3)	
予 定 数 量	t・m3	t・m3	t・m3	
収 集 運 搬 単 価	(円/)	(円/)	(円/)	
処 分 単 価	円/t・m3	円/t・m3	円/t・m3	
金 額(小計)	円	円	円	
委 託 契 約 金 額			円	
処分・再生の方法				
中間処理後産業廃棄物の最終処分(再生利用を含む)施設の ○名称、所在地 ○最終処分の方法 ○処理能力				
適 正 処 理 に 必 要 な 情 報	性 状 通常の保管状況下での性状変化 荷 姿 他の廃棄物との混合等による支障 取扱い上の注意事項 環境計量証明書	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無

注:処理能力の記載について、同一の処分方法が複数ある場合は、該当する処理能力欄のいずれか一つに能力を記入

2 運搬業務に関する事項

(1)本契約の産業廃棄物の運搬は次の者が行う。(契約区分が2の場合)

- 甲 (排出事業者)が自ら行う
 収集運搬許可業者等が行う 氏名又は名称: _____
 住 所: _____

(2)使用する車両の種類・車両番号: _____

(3)積込む場所(契約区分が1, 3の場合) 排出事業場名称・所在地: _____

(4)卸す場所(契約区分が1, 3の場合)

[運搬の最終目的地の名称・所在地] _____

(5)積替・保管等 積替・保管を行わない 積替・保管を行う (契約区分が1, 3の場合)

積替・保管場所の所在地			
保管できる産業廃棄物の種類			
積替えのための保管上限			
他の廃棄物との混合	<input type="checkbox"/> 許	<input type="checkbox"/> 否	有価物の抜取り等の手選別
			<input type="checkbox"/> 許

産業廃棄物処理委託契約約款

第1条(法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条(委託内容)

1 契約内容に収集運搬の委託が含まれる場合には、乙は、甲から委託された産業廃棄物を<別紙:委託業務の内容>に示す運搬の最終目的地の所在地まで許可された車両で適正に運搬する。

2 契約内容に処分の委託が含まれる場合には、乙は、甲から委託された産業廃棄物を<別紙:委託業務の内容>に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。

第3条(適正処理に必要な情報の提供)

甲は、産業廃棄物の適正処理のために必要な情報として、「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙に通知しなければならない。また、適宜甲は、環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検出方法」による試験を行い、分析証明書を乙に提出する。

第4条(再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、止むを得ない場合であらかじめ甲の書面による承諾を得て、法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りでない。

第5条(権利・義務の譲渡等)

乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りでない。

第6条(損害の賠償)

乙は、甲から委託された産業廃棄物を、契約区分の1の場合はその積込み作業の開始から荷降ろし作業の完了まで、契約区分が2の場合は処分の完了まで、契約区分が3の場合はその積込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づく適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

第7条(危険負担)

天災地変、風水災害、その他甲乙いずれにもその責を帰することができない事由等の不可抗力によって、損害を生じたときは、その損害は乙の負担とする。

第8条(委託業務終了報告)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票で、処分業務についてはD票またはE票で代えることができる。

第9条(手数料・消費税・支払)

1 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する委託手数料については、<別紙:委託業務の内容>の表で定める単価に基づき算出する。

2 委託手数料の額が経済情勢の変化等により不相応になったときは、甲乙双方の協議によりこれを改訂することができる。

3 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務についての消費税等は、甲が負担する。

4 甲は、乙からの業務終了報告書によって処理を確認した後、乙に処理料金を支払う。

第10条(内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することが出来る。この場合において、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動を生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

第11条(機密保持)

甲及び乙は、この契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条(契約書の保管)

甲は、本契約書を委託契約終了の日から5年間保存しなければならない。

第13条(契約の解除)

1 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引渡を受けた産業廃棄物を甲乙双方の責任で適正処理した後でなければ、この契約を解除することはできない。

第14条(事業の範囲変更、停止)

乙は、乙の事情によりその事業の範囲に変更が生じたとき、又は事業を停止するときは、あらかじめその内容等について甲に書面により通知しなければならない。

第15条(協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲乙が誠意を持って協議しこれを定めるものとする。

IX-2. 業種限定のある産業廃棄物

種類	業種	コード	種類	業種	コード
紙くず	①建設業 工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたもの 【パルプ・紙・紙加工品製造業】 ②パルプ製造業 ③紙製造業 ④加工紙製造業 ⑤紙製品製造業 ⑥紙製容器製造業 【印刷・同関連業】 ⑦製本業・印刷物加工業 ★印刷業151は含まない。 【映像・音声・文字情報制作業】 ⑧新聞業 うち、新聞巻取紙を使用して印刷を行うもの ⑨出版業 うち、印刷出版を行うもの	大分類D 中分類 06~08 中分類 14 141 142 143 144 145 中分類 15 153 中分類 41 413 414	繊維くず 動植物性 残さ	④ニット生地製造業 ⑤染色整理業 ⑥綱・網・レース・織維粗製品製造業 ★木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くずに限る。 【食料品製造業】 ①畜産食料品製造業 ②水産食料品製造業 ③野菜缶詰・果物缶詰・農産保存食料品製造業 ④調味料製造業 ⑤糖類製造業 ⑥精穀・製粉業 ⑦パン・菓子製造業 ⑧動植物油脂製造業 ⑨その他の食料品製造業 【飲料・たばこ・飼料製造業】 ⑩清涼飲料製造業 ⑪酒類製造業 ⑫茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く) ⑬製氷業 ⑭たばこ製造業 【化学工業】 ⑮医薬品製造業 ⑯香料製造業 ★飲料・たばこ・飼料製造業のうち、飼料・有機質肥料製造業(106)は含まない。 ★食料品製造業(中分類 09)は全て含まれる。	113 114 115 中分類 09 091 092 093 094 095 096 097 098 099 中分類 10 101 102 103 104 105 中分類 16 165 1693
木くず	①建設業 工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたもの 【木材・木製品製造業(家具を除く)】 ②製材業、木製品製造業 ③造作材・合板・建築用組立材料製造業 ④木製容器製造業(竹、とうを含む) ⑤その他の木製品製造業(竹、とうを含む) 【家具・装備品製造業】 ⑥家具製造業 【パルプ・紙・紙加工品製造業】 ⑦パルプ製造業 ⑧総合商社、貿易商社等 木材の輸入を業務の一部又は全部として行っているものであって、輸入木材に係る木くずに限る。おがくず、バーク類等 ⑨物品賃貸業 リース事業者から排出されるリース物品(家具・器具類等)に係る木くず	大分類D 中分類 06~08 中分類 12 121 122 123 129 中分類 13 131 中分類 14 141 — 中分類 70	動物系 固形 不要物	★と畜場においてとさつし、又は解体した獸畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)及び食鳥処理場において処理した食鳥(鶏、あひる、七面鳥、その他)に係る固形状の不要物 【農業】 ①畜産農業 ★牛、馬、豚、めん羊、山羊、あひる、がちょう、うずら、七面鳥、兎及び毛皮獸等のふん尿(畜舎廐水を含む) ★家畜ふん尿を動物のふん尿処理施設において処理したものを含む。 ★愛玩用動物飼育業、犬調教事業所等が含まれる。	中分類 01 012
繊維くず	①建設業 工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたもの 【繊維工業】(衣服その他の繊維製品製造業を除く) ②製糸業、紡績業、化学繊維、ねん糸等製造業 ③織物業	大分類D 中分類 06~08 中分類 11 111 112	動物の ふん尿 死体	【農業】 ①畜産農業	中分類 01 012

※コードは、総務省統計局による「日本標準産業分類」における分類コード

IX-3. 産業廃棄物処理業許可証の例

許可番号 096000□□□□□号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県豊橋市〇〇町1丁目△△番地
氏 名 今橋環境 株式会社 代表取締役 今橋太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

豊橋市長 ○○○○ 印

許可の年月日 平成〇〇年△△月××日
許可の有効年月日 平成××年△△月〇〇日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、動物性固体不要物、動物のふん尿、動物の死体、ダスト類、13号廃棄物 以上20品目

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成△△年〇〇月××日 新規許可

平成××年△△月〇〇日 変更許可

平成□□年〇〇月××日 更新許可

5 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・

備考

優良産業廃棄物処理業者認定制度により優良業者と認定された者の許可証は、右上に「優良」を○囲みした表示をすること。

産業廃棄物処分業許可証

住 所 愛知県豊橋市○○町1丁目△△番地
 氏 名 今橋環境 株式会社 代表取締役 今橋太郎
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

豊橋市長 ○○○○ 印

許可の年月日 平成○○年△△月××日
 許可の有効年月日 平成××年△△月○○日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分(破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、金属くず(自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。) 以上 6品目

2 事業の用に供するすべての施設

破碎施設

(1) 設置場所

豊橋市○○町1丁目△△番地

(2) 設置年月日

平成○○年△△月××日

(3) 処理能力

廃プラスチック類(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)	3. 20t/日(0.40t/時間)
紙くず	6. 40t/日(0.80t/時間)
木くず	9. 60t/日(1.20t/時間)
金属くず(自動車等破碎物を除く。)	24. 80t/日(3.10t/時間)
ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)	23. 20t/日(2.90t/時間)
がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)	27. 20t/日(3.40t/時間)

(4) 許可年月日及び許可番号

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の変更又は変更の状況

平成△△年○○年××日 新規許可

平成□□年○○年××日 更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

優良産業廃棄物処理業者認定制度により優良業者と認定された者の許可証は、右上に「優良」を○囲みした表示をすること。

豊橋市環境部廃棄物対策課廃棄物対策グループ

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

電話 0532-51-2406・2407

FAX 0532-56-0566

E-mail haikibutsu@city.toyohashi.lg.jp

URL <http://www.city.toyohashi.lg.jp/2806.htm>

※ 内容は、平成28年3月現在です。